

契約仕様書

教育委員会総務部
学校事務支援室
(担当：鈴木・萬世 841-3505)

件名	令和9年度教員用パソコン賃借（小学校、義務教育学校等用）																						
契約期間	令和9年4月1日から令和14年3月31日																						
契約条件	<p>1 支払方法</p> <p>(1) 機器リース料及び機器保守料の合計金額を毎月均等払いとする。</p> <p>(2) 請求に基づき、毎月1日以降に前月分を支払う。端数が生じた場合は、令和9年4月分に合算して支払う。</p> <p>2 期間終了後の物件の取扱い</p> <p>本市無償譲り受け。</p> <p>3 納入機器及び納品場所</p> <p>(1) 納入機器</p> <p style="padding-left: 20px;">【別紙1】機器仕様書のとおり。</p> <p>(2) 納品場所</p> <p style="padding-left: 20px;">京都市教育委員会事務局総務部総務課他各拠点及び光京都ネット運用管理業者（【別紙2】納品場所一覧参照）</p> <p>4 保守</p> <p>含む。（【別紙1】機器仕様書の(16)メーカー保証記載のとおり）</p> <p>保守対応は光京都ネットサポートデスクが実施するため、適宜メーカー保証書等を取りまとめ提出すること。（保証書が無い商品を除く。）設置後1ヶ月以内の初期不良等については受注者が速やかに機器の交換又は修理を行うこと。やむを得ない事情により、交換又は修理に1週間以上かかる場合は、事前に京都市と協議し、許可を得ること。また、保守連絡フローとして、導入業者、運用管理業者、メーカーのそれぞれの役割と端末修理の依頼方法等を記載したものをハード故障時の対応方法についてまとめたものとして提出すること。</p> <p>5 納品条件</p> <p>(1) 機種選定</p> <p style="padding-left: 20px;">ア 各納品物（品目別）は、全台同一機種で納品すること。</p> <p style="padding-left: 20px;">イ 全ての機器及びソフトウェアは、納品前に納品物のカタログ等を提出し、京都市の承認を得たものに限る。</p> <p>(2) 設置、設定、展開作業等</p> <p style="padding-left: 20px;">本件の履行に当たっては、次の役割分担で納入機器を利用できる状態にしたうえで納品場所に設置すること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr style="background-color: #ADD8E6;"> <th style="width: 5%;"></th> <th style="width: 65%;">項目</th> <th style="width: 15%;">受注者</th> <th style="width: 15%;">運用管理業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>納入機器の調達</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2</td> <td>機器設置・配送スケジュールの作成</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3</td> <td>マスター機、パソコンクローニング作業用メディア及び各種設定手順書の作成</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4</td> <td>パソコンのクローニング他セットアップ作業</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				項目	受注者	運用管理業者	1	納入機器の調達	○		2	機器設置・配送スケジュールの作成	○		3	マスター機、パソコンクローニング作業用メディア及び各種設定手順書の作成		○	4	パソコンのクローニング他セットアップ作業	○	
	項目	受注者	運用管理業者																				
1	納入機器の調達	○																					
2	機器設置・配送スケジュールの作成	○																					
3	マスター機、パソコンクローニング作業用メディア及び各種設定手順書の作成		○																				
4	パソコンのクローニング他セットアップ作業	○																					

5	納品場所への配送・設置(動作確認を含む。)	○	
6	旧機器の回収	○	
7	納品後の保守管理		○

※運用管理業者…光京都ネットを運用管理する光京都ネットサポートデスクを指す。
設置等に関する作業の詳細については、以下のとおりとする。

ア 落札後

(7) 速やかに会議を開催し、納品予定機器の一覧、全体スケジュール及び緊急連絡先を含めた作業連絡体制図を提出し、説明すること。また、【別紙2】に記載の納品場所及び拠点ごとの設置及び回収見込数は発注時点での情報であるため、契約締結後に変更があった場合については、協議の上で柔軟に対応すること。

(i) 速やかにパソコン(付属機器含む。)3台を先行して納品すること。当該先行納品物はマスター機作成のため使用し、また、マスター機作成には約5週間を要するので、本契約全体のスケジュールを考慮したうえで納品すること。

イ 設置前に必要な作業

以下の作業は、全ての納入機器に対して行うこと。

(7) 今回導入するパソコンのマスター機作成は運用管理業者が行う。受注者は、受注者の負担により、パソコンのクローニング、マスター機に含められない京都市指定ソフトウェアのインストール等のキッティング及び現地セットアップ作業を行うこと。

(i) 京都市が指定する管理番号並びに機器名、市章、契約業者名、設定業者名、保守業者名及び保守コードを記載したラベルを、納入機器のノートパソコン本体及びACアダプタに貼付し、その上に透明の保護シールを貼付すること。管理番号及びラベルサンプルについては落札後に京都市から通知するが、ラベルの調達及び印刷は受注者が行うこと。また、別途京都市が提供する貼付物(RFIDタグ等)があった場合には、受注者において貼付すること。

(ii) OSについてはKMSライセンス認証を利用すること。

OS(Windows 11 Professional 64bit(日本語版))及びKMSサーバは京都市で用意する。

(e) パソコンには京都市の指示するとおりのコンピュータ名を設定すること。

(o) 各設置場所へ納品する1週間前までに、京都市が機器管理上必要とする情報(納品日、納品先、所属名、機種名、管理番号(上記(e)コンピュータ名と同じ)、シリアル番号及びMACアドレス(有線・無線)をCSVテキスト形式のデータで提出すること。

(k) 事前に京都市と連絡調整のうえ納品日程を作成すること。確認にかかる費用については全て受注者の負担とする。

ウ 設置・回収等

(7) 「箱納品」とし、新機器に対して必要な設定作業を実施し、改めて箱に入

れ、箱にパソコンの管理番号を記載したうえで納品すること。

- (イ) 設定作業として、京都市が提供する手順書に基づき、パソコンのドメイン参加作業、光京都ネットへの接続確認等を行うこと。

なお、運用管理業者とのやり取りが発生する場合は、運用管理業者の運用時間である京都市開庁日午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分に行うこと。

- (ウ) パソコン等設定手順書及び注意事項を京都市が受注者に提供するので、それぞれ必要数をコピー（モノクロ可）し、納品時に納入機器 1 台につき 1 部ずつ配布すること。

- (エ) 京都市が既に契約している、統合管理システム(SKY 株式会社製 SKYSEA Client View)、ウイルス対策ソフト(トレンドマイクロ株式会社製 Trend Micro Apex One)、顔認証システム(日本電気株式会社製 Neo Face Monitor)及び暗号化ソフト(株式会社日立ソリューションズ社製 秘文)のインストール及び設定作業を行うこと。ただし、暗号化ソフト(株式会社日立ソリューションズ社製 秘文)については、一部パソコン(200 台程度)のみにインストールすること。また、本調達で契約するフィルタリングソフト(デジタルアーツ株式会社製 i-FILTER@Cloud)のインストールおよび設定作業を行うこと。これらのソフトのインストール及び設定でマスター機イメージへのインストールができないものについては、設置時に個別インストールを行うこととなる。

- (オ) 今回の調達により不要となる以下の既存機器(AC アダプタ、電源コード等を含む。)については納品場所から回収すること。回収台数は【別紙 2】納品場所一覧の「設置及び回収見込数」欄のとおりとする。なお、回収の日時は搬入とは別日とし、回収のため改めて訪問すること。

- (カ) 回収した端末は、任意の箱に入れた状態で京都市の指定する場所(京都市内の一箇所)に集めること。

- (キ) 既存機器回収の際に、メディア等が入っていないか必ず確認すること。万が一、メディア等が入ったまま回収した場合、既存機器で使用していたマウス等を誤って回収した場合等は、各納品場所の担当者に連絡し、責任をもって返却すること。

- (ク) 設定作業終了後、全てのパソコンに初期不良がないことを確認すること。確認後、納品作業を行い、各納品場所において納品確認一覧表に受領印を受け、全ての納品場所への設置完了後に京都市に提出すること。

- (ケ) 上記(ク)の確認をしたにもかかわらず、使用開始後に不良品であることが発覚した場合は、速やかに機器の交換又は修理を行うこと。やむを得ない事情により、交換又は修理までに 1 週間以上掛かる場合は、事前に京都市と協議し、許可を得ること。

- (コ) 搬入に伴う梱包材、不要な箱等の廃棄物の処分は、既存機器の回収時に受注者で回収を行うこと。また、回収時に必要な梱包材については、受注者が用意を行うこと。

- (コ) 設置作業完了後は、速やかに作業実施報告書を提出すること。報告書には

納品日時、納品場所、納品パソコンの管理番号等を記載することとし、マニュアルどおりの設定ができなかった場合等、軽微な事象に関しても記載すること。回収時についても同様に報告を行うこと。

- (シ) 下記の作業を行うこと。作業の一部は京都市教育委員会の既存事務系ネットワーク及び学習系ネットワークに接続して行う必要がある。これに必要な環境は受注者が用意すること。このとき、接続に必要なネットワーク機器は京都市から無償で貸与するが、ネットワークへの接続及び設定に伴って発生する費用は全て受注者の負担とする。

【作業内容】

- a 統合管理システムのインストール作業を実施すること。
 - b 暗号化ソフトのインストール作業を実施すること。
 - c ホスト名を変更し京都市の指定するドメインに参加すること。
 - d ウイルス対策ソフトをインストールし、ウイルス対策ソフトウェアの定義ファイルの更新が正しく行われることを確認すること。
 - e その他京都市が提供する手順書に記載された設定作業を実施すること。全ての必要な設定作業を実施するのに要する時間は、1台当たり20～30分程度見込むこと。
 - f 顔認証システムの利用に必要なソフトウェアのインストール作業を実施すること。
 - g 顔認証によるログイン確認を行うこと。ログインに必要な設定は京都市が実施すること。
 - h 学習系ネットワーク接続が可能であること、また、事務系ネットワークの証明書がインストール済であることの確認を行うこと。
- エ 設置完了後
- (ア) 全てのソフトウェアについて、附属 DVD-ROM 及びライセンス証書を京都市が指示する数量提出すること。
 - (イ) 京都市が機器管理上必要とする情報（納品日、納品場所、所属名、機種名、管理番号、シリアル番号、MAC アドレス及び入替えを行った既存機器の管理番号）について、その最終版を CSV テキスト形式のデータで提出すること。
- オ その他
- (ア) ソフトウェアは機器仕様明細書記載の使用権を保証すること。また、使用権登録を京都市の指示のもとに登録し、証明書を納品すること。
 - (イ) 納品後、パソコン、周辺機器、マニュアル等の納品物について、電子データでその明細を提出すること。
 - (ウ) 設置、輸送（パソコンの回収を含む。）、動作確認に掛かる費用については、全て受注者が負担すること。
 - (エ) パソコンについて、補修用性能部品（本製品の機能を維持するために必要な部品）を本体の納品後5年間供給できること。

	<p>(オ) 今回の契約履行のために受注者にて作成し京都市に提出した成果物の著作権については、京都市に帰属する。そのため、当該成果物の加筆、修正等の二次加工、第三者への資料提供等について、異を唱えないこと。</p> <p>(カ) 仕様書において詳細に明記することができないような内容並びに設定及び設置作業において発生した疑問点については、必ず京都市と協議を行い、その決定をもって展開作業を進めること。協議を図らずに展開作業を進めたことによって生じた手直し作業については、受注者の費用負担及び責任において必ず速やかに行うこと。</p> <p>(3) 納期 令和9年4月1日までに、各納品場所において、全ての機器が光京都ネットで利用できるように設定したうえで、納品すること。</p> <p>6 再委託 受注者は、再委託を行うときには事前に書面により京都市に申請し、その承認を得ること。</p> <p>7 契約条件 この契約は、京都市の債務負担行為に基づき、契約額の確定を受け締結するものである。</p> <p>8 その他 本仕様書によるほか、添付の「電子計算機による事務処理等（機器保守）の委託契約に係る共通仕様書」に従い本業務を遂行すること。</p>
--	--

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書

(総則)

第1条 この電子計算機の保守を含む賃貸借契約に係る共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、電子計算機の保守を含む賃貸借において、情報セキュリティの確保など賃貸借契約の適正な履行を確保するために共通して必要となる事項を定めるものである。

2 共通仕様書に定める内容と個別仕様書に定める内容との間に相違がある場合は、個別仕様書に定める内容が優先する。

(履行計画)

第2条 賃貸人（複数の事業者で構成する連合体がこの契約を履行する場合にあっては、当該連合体の全ての構成員をいう。以下「乙」という。）は、この契約の履行に着手する前に、履行日程及び履行方法について京都市（以下「甲」という。）に届け出て、その承諾を得なければならない。

2 乙は、甲がこの契約の内容を変更した場合に、履行日程又は履行方法を変更するときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。乙の事情により、履行日程又は履行方法を変更するときも、同様とする。

(秘密の保持)

第3条 乙は、この契約の履行により直接又は間接に知り得た個人情報及び秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

(目的外使用の禁止)

第4条 乙は、次に掲げるものをこの契約の履行以外の目的に使用してはならない。

- (1) 賃貸物件
- (2) 甲が乙に支給する物品（以下「支給品」という。）及び貸与する物品（以下「貸与品」という。）
- (3) 契約の履行に関し作成された入出力帳票、フロッピーディスク、磁気テープ、磁気ディスク、光磁気ディスク、光ディスク、半導体メモリその他の記録媒体に記録された情報（賃貸物件に記録された情報及び甲が提供した情報を含む。以下「データ」という。）

(複写、複製及び第三者提供の禁止)

第5条 乙は、賃貸物件、支給品、貸与品及びデータについて、複写し、複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(作業責任者等の届出)

第6条 乙は、この契約の履行に係る作業責任者及び作業従事者を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

2 作業責任者は、共通仕様書に定める事項を適切に実施するよう作業従事者を監督しなければならない

い。

- 3 作業従事者は、作業責任者の指示に従い、共通仕様書に定める事項を遵守しなければならない。
- 4 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者から共通仕様書に定める事項を遵守する旨の誓約書を徴し、甲から求めがあった場合は、これを甲に提出しなければならない。

(教育の実施)

- 第7条** 乙は、全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上、共通仕様書において遵守すべき事項その他契約の適切な履行に必要な事項について、教育及び研修を実施しなければならない。
- 2 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を取り扱う全ての作業責任者及び全ての作業従事者に対し、個人情報の保護に関する法律及び京都市個人情報保護条例の罰則規定を周知するとともに、個人情報保護のための教育及び研修を実施しなければならない。
 - 3 乙は、前2項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、及び実施体制を整備しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第8条** 乙は、この契約を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に履行させる場合は、正社員以外の労働者に契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

- 第9条** 乙は、この契約に係る義務の履行の全部又は一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 乙は、再委託する場合は、再委託の内容、再委託の相手方、再委託の理由等を付して書面によりあらかじめ甲に申請し、その承諾を得なければならない。
 - 3 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託の相手方の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
 - 4 乙は、再委託する場合は、再委託の相手方との契約において、再委託の相手方を監督するための手続及び方法について具体的に規定しなければならない。
 - 5 乙は、再委託する場合は、再委託先における履行状況を管理するとともに、甲の求めに応じて、その状況を甲に報告しなければならない。

(データ等の適正な管理)

- 第10条** 乙は、賃貸物件及びデータの授受、処理、保管その他の管理に当たっては、内部における責任体制を整備し、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故及びデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故を防止するなどその適正な運営に努めなければならない。
- 2 乙は、この契約の履行に当たって使用する電子計算機室その他の作業場所（以下「電子計算機室等」という。）を定め、書面によりあらかじめ甲に報告しなければならない。これを変更するときも、同様とする。
 - 3 乙は、甲の電子計算機室等を使用する場合は、甲に対しこの契約の履行に着手する前に、甲の電子

計算機を使用する作業責任者及び作業従事者の氏名、作業内容及び従事期間を届け出なければならない。また、甲の電子計算機を使用しなくなった作業責任者及び作業従事者の氏名、理由を届け出なければならない。

- 4 乙の作業責任者及び作業従事者は、甲の電子計算機室等に入退室するときは、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 5 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、外部からの侵入が容易でない場所に配置するとともに、地震、水害、落雷、火災、漏水等の災害及び盗難等の人的災害に備えて、必要な保安措置を講じなければならない。
- 6 乙は、第2項で定める乙の電子計算機室等について、次に掲げる入退室管理を行わなければならない。
 - (1) 電子計算機室等に入室できる者を、乙が許可した者のみとすること。
 - (2) 入室を許可されていない者が電子計算機室等に入室することを防止するための必要な措置を講じること。
 - (3) 入室を許可された者が電子計算機室等に入室し、又は退室するときは、日時、氏名等を入退室管理簿に記録すること。
- 7 乙は、甲から賃貸物件及び契約の履行において利用するデータの引渡しを受けたときは、甲に受領書を提出しなければならない。
- 8 乙は、個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報を適正に管理させるために、個人情報管理責任者を置かななければならない。
- 9 乙は、契約の履行のために入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 乙が許可した者以外の者が入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用すること及びこれに記録されているデータを閲覧することがないように必要な措置を講じること。
 - (2) 入力機器、電子計算機及び記録媒体に、情報漏えいにつながると考えられる契約の履行に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。
 - (3) 個人の所有する入力機器、電子計算機及び記録媒体を使用しないこと。
- 10 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からデータを持ち出してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 11 乙は、甲及び乙の電子計算機室等からプログラム、データ等を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施さなければならない。
- 12 乙は、賃貸物件及びデータの輸送、搬入出を自ら行わなければならない。ただし、甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- 13 甲は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等による被害が生じた場合は、契約書第10条第1項第1号に該当するとして契約を解除することができる。賃貸物件のき損、紛失、盗難等による被害が生じた場合も、同様とする。
- 14 乙は、データの全部又は一部の漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等があったときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下同じ。）を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。賃貸物件のき損、紛失、盗難等があったときも、同様とする。
- 15 乙はこの契約を履行するために賃貸物件の記録媒体の交換が必要となる場合は、交換により不要と

なった記録媒体は、記録されているデータを消去するなど復元不可能な状態にしなければならない。

(データ等の廃棄)

第 11 条 乙は、契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、甲の指示に従い、データを廃棄し、消去し、又は甲に返還し、若しくは引き渡さなければならない。

2 乙は、前項の規定により、データの廃棄又は消去を行うに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 復元又は判読が不可能な方法により廃棄又は消去を行うこと。ただし、個人番号利用事務系(個人番号利用事務又は戸籍事務に関わる情報システムをいう。)の情報を取り扱っていた場合は、本市の承諾を受けない限り、物理的に破壊する方法により行うこと。
- (2) 廃棄又は消去の際に、甲から立会いを求められたときはこれに応じること。
- (3) 廃棄又は消去を行った後速やかに、廃棄又は消去を行った日時、担当者名及び処理内容を記録した証明書等により甲に報告すること。なお、甲から当該証明書等の提出期限の指定及び処理の証拠写真の提出を求められた場合には、これらに応じること。

(監督)

第 12 条 乙は、賃貸物件及びデータの管理状況並びにこの契約の履行状況について、甲の指示に従い、定期的に甲に報告しなければならない。

2 甲は、必要があると認める場合は、契約内容の遵守状況及びこの契約の履行状況について、いつでも乙に対して報告を求め、乙の電子計算機室等に立ち入って検査し、又は必要な指示等を行うことができるものとする。

(事故の発生の通知)

第 13 条 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じたときは、直ちに甲に通知し、その指示に従い、遅滞なく書面で報告しなければならない。契約期間終了後又は契約解除後も、同様とする。

2 乙は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合に備え、甲その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置等を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 甲は、賃貸物件のき損、紛失、盗難等の事故又はデータの漏えい、滅失、き損、紛失、改ざん、盗難等の事故が生じた場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(支給品及び貸与品)

第 14 条 支給品及び貸与品の品名、数量、引渡時期及び引渡場所は、個別仕様書に定めるところによる。

2 乙は、前項に定めるところにより、支給品又は貸与品の引渡しを受けたときは、遅滞なく甲に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 乙は、支給品及び貸与品を善良な管理者の注意をもって保管しなければならない。

4 乙は、この契約の履行が完了したとき、契約の内容が変更されたとき又は契約が解除されたときは、

個別仕様書に定めるところにより、不用となった支給品及び貸与品を、使用明細書を添えて甲に返還しなければならない。

- 5 乙は、故意又は過失により、支給品又は貸与品の全部又は一部を滅失し、又はき損したときは、甲の指定するところにより、代品を納め、原状に復し、損害を賠償し、又は代品を納め、若しくは原状に復するとともに損害を賠償しなければならない。

(検査の立会い及び引渡し)

第 15 条 甲は、契約書第 5 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、乙を検査に立ち会わせることができる。この場合において、乙が検査に立ち会わなかったときは、乙は、検査の結果について異議を申し立てることができない。

- 2 甲は、契約書第 5 条第 1 項の検査に当たり、必要があると認めるときは、賃貸物件を稼働させ検査することができる。この場合において、当該検査に直接要する費用は、乙の負担とする。
- 3 甲は、賃貸物件に障害が発生し、その障害の内容及び程度が当該情報システムの運用に重大な影響を及ぼすものであると判断する場合は、乙に対し、当該障害について報告を求めることができる。乙はこれに対し、甲が定める期間内に誠実に対応しなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 甲は、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反していると認めるときは、契約書第 10 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約を解除することができる。

- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したときは、乙に損害賠償の請求を行うことがある。
- 3 乙は、第 1 項の規定により契約の解除があったときは、甲にその損失の補償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 条 乙の故意又は過失を問わず、乙が個別仕様書又は共通仕様書の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に損害を与えた場合は、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第 18 条 甲は、引渡しを受けた契約目的物が種類、品質又は数量に関して契約の目的に適合しないものであるとき（その引渡しを要しない場合にあつては、この契約に付随する業務が終了した時に当該業務の目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないとき）は、乙に対してその不適合（以下本条において「契約不適合」という。）の修正等の履行の追完（以下本条において「追完」という。）を請求することができ、乙は、当該追完を行うものとする。ただし、甲に不相当な負担を課するものではないときは、乙は甲が請求した方法と異なる方法による追完を行うことができる。

- 2 甲は、契約不適合により損害を被った場合、乙に対して損害賠償を請求することができる。
- 3 甲は、契約不適合について、追完の請求にもかかわらず相当期間内に追完がなされない場合又は追完の見込みがない場合で、契約不適合により契約の目的を達することができないときは、契約書第 10 条第 1 項第 1 号に該当するとして契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 乙が本条に定める責任その他の契約不適合責任を負うのは、契約書第 5 条第 1 項の検査に合格した日（契約に付随する業務にあつては、当該業務の一工程の履行が完了した日）から 2 年以内に甲から

契約不適合を通知された場合に限るものとする。ただし、契約書第5条第1項の検査に合格した時点（契約に付随する業務にあつては、当該業務の一工程の履行が完了した時点）において乙が契約不適合を知り若しくは重過失により知らなかった場合、又は契約不適合が乙の故意若しくは重過失に起因する場合にはこの限りでない。

- 5 第1項から第3項までの規定は、契約不適合が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。ただし、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときは、この限りでない。

（作業実施場所における機器）

第19条 この契約の履行に必要となる機器、ソフトウェア及びネットワーク（以下「機器等」という。）については、乙が準備するものとする。ただし、甲が機器等を貸与する場合は、この限りでない。

- 2 乙は、この契約の履行に必要となる機器等を甲のネットワークに接続する場合は、事前に甲の許可を受けなければならない。
- 3 乙は、この契約の履行のために甲の保有する機器にソフトウェアをインストールする必要がある場合、事前に甲の許可を得なければならない。また、当該ソフトウェアが不要となった場合は速やかに消去しなければならない。

機器仕様書

納品場所ごとの導入台数は、【別紙2】納品場所一覧を参照すること。

1 教員用パソコン (5300台)

仕様等	
(1)CPU	インテルCore i5-1334U 又は AMD Ryzen 5 7535U相当以上
(2)主記憶装置 (メモリ)	16GB以上
(3)フラッシュメモリディスクドライブ	256GB以上 SSD
(4)ネットワーク	以下に対応した有線と無線の両機能を有すること。 ・1000BASE-T/100BASE-TX/10BASE-T内蔵型 (Remote Power On又はWake On LANに対応) ・無線LAN IEEE 802.11a/b/g/n/ac/ax内蔵型
(5)音源機能	High Definition Audioに対応、ステレオスピーカー内蔵
(6)入力装置	・アレイマイク、ステレオマイク又はモノラルデジタルマイク内蔵 ・WEBカメラ：HD対応92万画素以上
(7)内蔵ディスプレイ	・14型のワイド型 (16:10) TFTカラー液晶画面 (ノングレア) ・解像度1920×1200ドット(1,677万色)以上
(8)ポインティングデバイス	タッチパッドを標準装備 (外付け不可)
(9)インターフェース	・USB 3.2以上対応のType-Aポートが×2以上、別にType-C (電源コネクタを兼ねても可) が×2以上あること。 ・外部ディスプレイコネクタ (HDMI出力端子) ×1以上 ・ヘッドフォン/ヘッドフォンマイク ジャック×1以上 ・LAN (RJ45) ×1内蔵
(10)OS	Windows 11 Professional 64bit (日本語版) (市保有のライセンスでアップグレードし使用できるようにする事。工場出荷時のOSは問わない)
(11)キーボード	日本語キーボード (JIS配列又はOADG準拠キーボード)
(12)マウス	レーザー式又はブルーLED USBマウス (2ボタン以上+スクロールホイール付)
(13)パソコン本体重量	1.3kg以下
(14)バッテリー	・15.0時間以上 (アイドル時) ・バッテリー交換は職員で行える仕様とすること。職員によるバッテリー交換が行えない機種を提案する場合は、セルフバッテリー交換と同等程度の価額でバッテリーを交換する方法を別途提案し、契約期間の間、提供を保証すること。
(15)その他	・形状はディスプレイとキーボードが一体型のノートパソコンであること。 ・セキュリティチップ (TPM: Trusted Platform Module) 又はインテル PTTを搭載していること。 ・バッテリー及びLANを同時搭載できること。 ・セキュリティ維持のため、メモリーカードスロットは内蔵していないこと。メモリーカードスロットを内蔵している場合は、目隠し等により物理的に使用できないようにすること。目隠しは、容易に取り外しができない機構を有すること。BIOS又はソフトで使用不可対応を行うことも可とする。
(16)メーカー保証	パソコン本体については、納入日から5年間のメーカーによる引取修理 (センドバック方式) に対応する保守を付加すること。当該保守は、修理に係る部品費及び作業費を含む無償保証とする。また、修理に係る発送及び返送の送料は受託者負担とし、修理期間は機器引渡し後概ね10営業日以内を目安とすること。なお、液体こぼし、落下その他受注者又は使用者の過失による故障は対象外とする。マウスはメーカー標準保証で可とする。

2 保守運用に必要な手順書と復旧用メディア

DISMコマンドによるバックアップ・リストアを想定している。
保守用に導入時状態に戻すための手順書と復旧用メディアを5セット提供すること。

※ただし復旧用メディアはDVDディスクやBlu-ray ディスクは不可とする。
(USBメモリ、USB接続SSD、USB接続HDD等の単体で利用可能なリムーバルメディアを想定している。)

※リカバリソフトでの対応も可とするが、その場合は以下の条件を満たすリカバリソフトの1年間ライセンスを端末の納品台数分納品すること。

- ・ マスターPCのディスク内容を同じ構成で作成することができるデプロイ機能を有すること。
- ・ Windows11に対応すること。
- ・ 32ビットUEFI及び64ビットUEFIに対応すること。
- ・ 異なるハードウェア (PC) に対してイメージを展開可能なこと。
- ・ PC名、IPアドレス等も複数のPCに一括設定が可能なこと。
- ・ ネットワーク (PXE) ブートで起動ディスクが不要なこと。

3 Webフィルタリングソフト

i-FILTER@Cloud (5300ライセンス)

- (1) 使用開始日からリース終了日まで有効なライセンスであること。
- (2) ライセンス費用、保守費用、サポート費用はすべてリース料に含むこと
- (3) 契約期間中のバージョンアップおよび機能改善は追加費用なしで提供すること

【別紙2】納品場所一覧

パソコンの設置及び回収

No	名称	所在地	設置及び回収見込数
1	総務課	京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488(北庁舎7階)	6
2	学校指導課	京都府京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488(北庁舎7階)	1
3	学校事務支援室	京都府京都市中京区西ノ京東中合町1	3
4	総合育成支援課	京都府京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町344番地	1
5	総合教育センター研修課	京都府京都市下京区河原町通松原上る2丁目富永町344番地	2
6	上賀茂幼稚園	北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町1	4
7	京極幼稚園	上京区塔ノ段藪ノ下町428	4
8	みつば幼稚園	上京区小川通今出川下る針屋町370	9
9	待賢幼稚園	上京区丸太町通黒門東入藁屋町536-1	4
10	乾隆幼稚園	上京区寺之内通千本東入一丁目下る姥ヶ寺之前町919-3	5
11	翔鸞幼稚園	上京区御前通今出川上る鳥居前町671	5
12	中京もえぎ幼稚園	中京区間之町通竹屋町下る楠町601-1	12
13	楊梅幼稚園	下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59	7
14	明德幼稚園	左京区岩倉忠在地町221	4
15	西院幼稚園	右京区西院下花田町34	4
16	伏見板橋幼稚園	伏見区下板橋町610	6
17	伏見南浜幼稚園	伏見区丹後町142	5
18	伏見住吉幼稚園	伏見区中之町478	5
19	深草幼稚園	伏見区深草西出町64	4
20	竹田幼稚園	伏見区竹田桶ノ井町8-2	5
21	元町小学校	北区小山西元町14	18
22	上賀茂小学校	北区上賀茂烏帽子ヶ垣内町1	39
23	柊野小学校	北区上賀茂女夫岩町21	37
24	大宮小学校	北区大宮中ノ社町37	45
25	待鳳小学校	北区紫竹西北町1-3	27
26	鳳徳小学校	北区紫野上鳥田町30	23
27	紫竹小学校	北区紫竹下園生町26	21
28	鷹峯小学校	北区鷹峯北鷹峯町12	16
29	紫明小学校	北区小山東大野町55	24
30	紫野小学校	北区紫野下築山町21	26
31	衣笠小学校	北区平野宮本町19-6	23
32	金閣小学校	北区平野上柳町61-1	29
33	大將軍小学校	北区大將軍南一条町48-2	18
34	室町小学校	上京区室町通上立売上る室町頭町261	26
35	京極小学校	上京区寺町通石薬師下る西側染殿町658	16
36	新町小学校	上京区中立売通室町西入三丁町457	29
37	西陣中央小学校	上京区大宮通今出川上る観世町135-1	31
38	乾隆小学校	上京区寺之内通千本東入1丁目下る姥ヶ寺之前町919-3	17
39	翔鸞小学校	上京区御前通今出川上る鳥居前町671	33
40	仁和小学校	上京区御前通一条下る東堅町132-1	25
41	正親小学校	上京区浄福寺通中立売下る菱丸町173	16
42	二条城北小学校	上京区浄福寺通下立売下る中務町487	41
43	御所東小学校	上京区新烏丸通丸太町上る錦砂町290-2	25
44	御所南小学校	中京区柳馬場通夷川上る五丁目242	57
45	高倉小学校	中京区高倉通六角下る和久屋町343	42
46	洛中小学校	中京区壬生坊城町57-1	16
47	朱雀第一小学校	中京区壬生朱雀町8-2	35
48	朱雀第二小学校	中京区西ノ京左馬寮町3-1	24
49	朱雀第三小学校	中京区壬生松原町81	25
50	朱雀第四小学校	中京区西ノ京笠殿町164	25
51	朱雀第六小学校	中京区西ノ京車坂町15-5	16

52	朱雀第七小学校	中京区壬生東土居ノ内町20	24
53	朱雀第八小学校	中京区西ノ京中御門西町25	27
54	洛央小学校	下京区仏光寺通東洞院東入仏光寺西町345-1	39
55	下京涉成小学校	下京区皆山町438-1	25
56	下京雅小学校	下京区醒ヶ井通松原下る篠屋町59	28
57	梅小路小学校	下京区観喜寺町3	21
58	光徳小学校	下京区中堂寺坊城町26-1	26
59	七条小学校	下京区西七条石井町61	27
60	西大路小学校	下京区七条御所ノ内西町71-1	18
61	七条第三小学校	下京区西七条西石ヶ坪町5	33
62	九条弘道小学校	南区西九条春日町13	17
63	九条塔南小学校	南区西九条御幸田町109	22
64	南大内小学校	南区八条内田町20-2	17
65	唐橋小学校	南区唐橋西寺町65	34
66	吉祥院小学校	南区吉祥院船戸町34	34
67	祥栄小学校	南区吉祥院蒔絵町14	26
68	祥豊小学校	南区吉祥院三ノ宮町23	25
69	上鳥羽小学校	南区上鳥羽城ヶ前町236	26
70	大藪小学校	南区久世大藪町62	28
71	久世西小学校	南区久世上久世町454	45
72	明德小学校	左京区岩倉忠在地町221	34
73	岩倉南小学校	左京区岩倉北四ノ坪町33	47
74	岩倉北小学校	左京区岩倉忠在地町5	26
75	八瀬小学校	左京区八瀬秋元町324-1	14
76	市原野小学校	左京区静市野中町105	29
77	錦林小学校	左京区岡崎入江町1-1	31
78	第三錦林小学校	左京区鹿ヶ谷宮ノ前町6	22
79	第四錦林小学校	左京区吉田上阿達町15-2	28
80	北白川小学校	左京区北白川別当町70	26
81	養正小学校	左京区田中飛鳥井町1	18
82	養徳小学校	左京区田中上大久保町24	27
83	下鴨小学校	左京区下鴨宮崎町4-2	27
84	葵小学校	左京区下鴨東梅ノ木町8	32
85	修学院小学校	左京区修学院沖殿町1	44
86	上高野小学校	左京区上高野松田町8	24
87	修学院第二小学校	左京区一乗寺里ノ西町35	24
88	松ヶ崎小学校	左京区松ヶ崎堀町40	24
89	山階小学校	山科区西野大手先町21	23
90	西野小学校	山科区西野樞川町34	27
91	山階南小学校	山科区東野八代10	35
92	安朱小学校	山科区安朱山川町17	23
93	鏡山小学校	山科区御陵血洗町18	32
94	陵ヶ岡小学校	山科区御陵岡町45	27
95	音羽小学校	山科区音羽森廻リ町32	21
96	音羽川小学校	山科区音羽西林36	24
97	大塚小学校	山科区大塚野清町59	33
98	勤修小学校	山科区勤修寺東栗栖野町42	30
99	小野小学校	山科区小野蚊ヶ瀬町2	32
100	百々小学校	山科区西野山百々町173-1	34
101	大宅小学校	山科区大宅五反畑町69-2	39
102	嵯峨小学校	右京区嵯峨釈迦堂大門町35-1	33
103	広沢小学校	右京区嵯峨広沢西裏町25	28
104	嵐山小学校	右京区嵯峨柳田町35-1	29
105	常盤野小学校	右京区太秦京ノ道町20-5	39

106	嵯峨野小学校	右京区嵯峨野千代ノ道町53	37
107	御室小学校	右京区御室堅町19	24
108	宇多野小学校	右京区宇多野上ノ谷8	27
109	花園小学校	右京区花園車道町1	19
110	高雄小学校	右京区梅ヶ畑奥殿町15	16
111	太秦小学校	右京区太秦奥殿町1-1	49
112	南太秦小学校	右京区太秦前ノ田町22	22
113	安井小学校	右京区太秦安井柳通町15	26
114	西院小学校	右京区西院春日町3-1	55
115	山ノ内小学校	右京区山ノ内山ノ下町22	26
116	梅津小学校	右京区梅津中村町38	31
117	梅津北小学校	右京区梅津開キ町16	29
118	西京極小学校	右京区西京極芝ノ下町31	35
119	西京極西小学校	右京区西京極藪開町4-1	22
120	葛野小学校	右京区西京極葛野町2	31
121	川岡小学校	西京区川島滑樋町14	36
122	川岡東小学校	西京区下津林東大般若町44	29
123	椋原小学校	西京区椋原三宅町24	51
124	松尾小学校	西京区松尾井戸町32	36
125	嵐山東小学校	西京区嵐山東海道町46	24
126	松陽小学校	西京区御陵北山下町15	36
127	桂小学校	西京区桂巽町75-5	25
128	桂徳小学校	西京区桂徳大寺南町2	33
129	桂川小学校	西京区桂上野西町274	38
130	桂東小学校	西京区桂市ノ前町31	32
131	大枝小学校	西京区大枝塚原町4-44	22
132	桂坂小学校	西京区御陵大枝山町二丁目1-52	35
133	新林小学校	西京区大枝西新林町四丁目4	31
134	境谷小学校	西京区大原野西境谷町三丁目5	22
135	上里小学校	西京区大原野上里南ノ町300	29
136	大原野小学校	西京区大原野灰方町439	22
137	深草小学校	伏見区深草西伊達町82-3	47
138	福荷小学校	伏見区深草開土町12-1	17
139	藤ノ森小学校	伏見区深草石橋町11-2	36
140	藤城小学校	伏見区深草大亀谷五郎太町37	27
141	砂川小学校	伏見区深草ケナサ町25-5	27
142	竹田小学校	伏見区竹田桶ノ井町8-2	28
143	桃山小学校	伏見区桃山町本多上野107	31
144	桃山東小学校	伏見区桃山町伊庭12	33
145	桃山南小学校	伏見区桃山町大島38-109	27
146	醍醐小学校	伏見区醍醐東大路町31-1	26
147	池田小学校	伏見区醍醐鍵尾町17	17
148	池田東小学校	伏見区醍醐多近田町2-2	21
149	春日野小学校	伏見区日野田中町31	29
150	日野小学校	伏見区日野谷寺町78	28
151	醍醐西小学校	伏見区醍醐川久保町1	23
152	北醍醐小学校	伏見区醍醐片山町11	17
153	伏見板橋小学校	伏見区下板橋町610	33
154	伏見南浜小学校	伏見区丹後町142	40
155	伏見住吉小学校	伏見区住吉町455	25
156	下鳥羽小学校	伏見区下鳥羽長田町203	24
157	横大路小学校	伏見区横大路草津町54-1	21
158	納所小学校	伏見区納所妙徳寺1	23
159	向島小学校	伏見区向島善阿弥町2-3	20

160	向島藤の木小学校	伏見区向島藤ノ木町82-5	22
161	神川小学校	伏見区久我東町60-2	39
162	久我の杜小学校	伏見区久我東町209	36
163	羽束師小学校	伏見区羽束師菱川町640	38
164	明親小学校	伏見区淀池上町106	30
165	美豆小学校	伏見区淀美豆町1244	24
166	凌風小中学校	南区東九条下殿田町56	70
167	大原小中学校	左京区大原来迎院町22	28
168	花背小中学校	左京区花脊大布施町797	28
169	開晴小中学校	東山区六波羅裏門通東入多門町155	71
170	東山泉小中学校（西学舎）	東山区大和大路通七条下る5丁目下池田町527	36
171	東山泉小中学校（東学舎）	東山区泉涌寺山内町5	36
172	京都京北小中学校	右京区京北周山町中山51	35
173	宕陰小中学校	右京区嵯峨越畑南ノ町32-2	19
174	洛西陵明小中学校	西京区大枝南福西町一丁目7番地	62
175	向島秀蓮小中学校	伏見区向島二ノ丸町151-28	79
176	栄桜小中学校	伏見区小栗栖森本町47番地の4	69
177	京都工学院高等学校	伏見区深草西出山町23	2
178	西京高等学校	中京区西ノ京東中合町1	2
179	京都堀川音楽高等学校	中京区油小路通御池押油小路町238-1	1
180	堀川高等学校	中京区東堀川通錦小路上る四坊堀川町622-2	1
181	美術工芸高等学校	下京区川端町15	1
182	日吉ヶ丘高等学校	東山区今熊野悲田院山町5-22	1
183	紫野高等学校	北区紫野大徳寺町22	1
184	開建高等学校	南区唐橋大宮尻町22	1
185	京都奏和高等学校	伏見区深草鈴塚町13	2
186	光京都ネット運用管理業者	契約後に開示（京都市内）	527
合計			5300